

伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本計画見直し業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

令和7年8月

(設置目的)

第1条 伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本計画見直し業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本計画見直し業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) その他選考に関して必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(役職)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長は委員長が任命する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、昭和伊南総合病院新病院建設推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月19日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。